

「新型コロナウイルス感染症対策の強化について」

1	実効性ある感染拡大防止対策の強化	1
2	社会経済活動の再開につながる検査体制の強化	3
3	命を守り、経済も守るための医療等提供体制の強化	4
4	ワクチン接種の円滑な実施	7
5	水際対策の拡充	9
6	避難所における感染症対策への支援	9
7	地域経済への影響を踏まえた対策の実施	10
8	教育現場への対応	16
9	人権を守るための対策の徹底	18
10	地方財政への十分な支援	18
11	地方自治体の事務執行等への配慮	19
12	感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援	19
13	各種支援制度に係る特例措置等の恒久化	20
14	防疫体制の整備等	20
15	防疫対策を踏まえた分散型国土の形成	20

新型コロナウイルス感染症対策の強化について

新型コロナウイルス感染症の第6波では、新規感染者数の急速な増加に伴い、中部圏においても、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県に「まん延防止等重点措置」が適用され、富山県、福井県、滋賀県においても独自の措置を実施するなど、大変厳しい状況となった。その後、新規感染者数が減少傾向となり、医療への負荷の低下が見込まれたことから、3月21日までに全ての都道府県で「まん延防止等重点措置」が解除された。

しかしながら、新規感染者数は高止まりであり、感染力の非常に強いオミクロン株の BA.2 系統に置き換わったことから、今後も厳重な警戒が必要であり、引き続き、基本的感染防止対策の徹底やワクチン接種の促進などに、全力で取り組んでいるところである。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰と、それに伴う電気料金の高騰、更には極端な円安等により、幅広い業種の事業者が厳しい経営環境に置かれている。

当面は、感染症と共生する社会経済活動が不可欠となることが見込まれる中、地方自治体では、事業の継続と雇用の維持を支援するとともに、新しい生活様式に対応した事業活動の促進等に全力を挙げて取り組んでいるところである。

国においても、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、さらなる新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに、徹底した感染拡大防止、医療提供体制の充実・強化、社会・経済への影響の最小化等、次の事項について地方と十分協議し、特段の措置を講じられるよう提言する。

1 実効性ある感染拡大防止対策の強化

- (1) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念などを示し、かつ、あ

らゆる感染症に関する法律の抛りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。

- (2) 感染を再拡大させないためにも、改めて新型コロナウイルス感染症の重症化リスクや死亡リスク、後遺症等をわかりやすくまとめ、その対策の必要性や今後の方向性を国民に広く周知すること。

体調不良時には医療機関で早期受診すること、3回目のワクチンを接種した方であっても感染対策の徹底が必要であることを呼びかけるなど、引き続き国民に危機感を伝え、行動変容を促す従来とは異なる強いメッセージを、国においてあらゆる広報媒体を通じて強力に発信すること。

また、自治体の変異株への注意喚起を行うに当たり必要な情報として、変異株の分析結果、具体的感染事例、その特性に見合った効果的な対策について、詳細にかつ速やかに自治体へ情報提供するとともに、国民への広報を引き続き行うこと。

さらに、後遺症についても、国が保有している全国の事例を専門家による分析・検証とともに的確に都道府県へ情報共有すること。

- (3) これまでの感染拡大時における措置の効果を早急に検証すること。

また、第6波における感染状況を踏まえ、現在の飲食店に対する営業時間の短縮要請を主とした対策を見直した上で具体的かつ多様な対策を示し、その中から地域の実情に応じた効果的な対応を都道府県が選択し、国がその事態を認定するよう、基本的対処方針の更なる改善も含めた対策の強化を実施するとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

- (4) 特に、これまで、お盆、年末年始、大型連休など全国的な人の移動が活発になる時期に、普段会わない人同士の接触機会が増加することで全国的に感染が拡大してきたことを踏まえ、人の移動が活発になる時期に向けては、早い段階から、感染の再拡大に備えた感染対策強化期間を設定するなど国民に対して注意喚起を促すこと。

- (5) 感染症法第15条に基づく「積極的疫学調査」は、感染症対策の基本であり、クラスターの急激な連鎖の防止と感染経路の把握による感染源を推定するもので、いわゆる感染経路不明の場合においても、調査により健康観察対象者を特定することができ、新たな感染拡大の予防に寄与するとともに、医療提供体制の維持に繋がるため大変有効な手段であることから、地方自治体が状況に応じて積極的疫学調査を確実に実施できるよう、国において必要な支援を行うこと。
- (6) 旅館業法第5条の宿泊拒否の制限について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令時等、感染拡大防止のためにやむを得ない場合にあっては、宿泊施設で弾力的な運用ができるよう、法改正を含め制度の見直しを早急に検討すること。
- (7) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法等の運用見直しに当たっては、各都道府県が裁量を活かし、感染拡大の防止に取り組んでいる実情を踏まえ、地方の意見を十分に聞く機会を設けるとともに、十分な周知期間を設けること。
- (8) 感染拡大防止とイベント・行事等の両立を図るため、大規模イベント等における、感染拡大防止対策の徹底について、法制度の議論も含め、実効性のある対応策を速やかに検討すること。また、イベント・行事等を開催する際の検査に要する費用については、PCR検査を含め、国による全額の財政支援を行うこと。

2 社会経済活動の再開につながる検査体制の強化

- (1) 必要な検査が実施できるよう、地域の状況に応じ、検査試薬や抗原検査キット、綿棒等を調達・確保するなど、引き続き検査体制の維持・強化に必要な支援措置を講じること。

また、感染が急拡大した際、検査試薬や抗原検査キット、綿棒等が不足し検査を受けることができない事態が起きることのないよう、安

定供給に向けて、引き続き対策を講じること。

加えて、検査体制強化に伴うPCR検査等の公費負担についても、緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金の対象とするなど、地方負担分は全額国の責任において財政支援を行うこと。

- (2) 各地方衛生検査所等において、国の要請に応じて、変異株の検査が円滑に実施できるよう、国として、検査に必要となる費用及び人員の確保、検体の保管ルールの設定等、各地域における検査体制確保のための必要な支援を行うこと。

3 命を守り、経済も守るための医療等提供体制の強化

- (1) 感染症患者の入院受入医療機関などにおける体制を維持・強化するために、医療機器や医療物資の確保など医療従事者が安心して従事できるよう支援を引き続き行うこと。

また、医療機関に対する支援等を実施するための財政措置を引き続き講じること。

- (2) これまでの支援の取組状況を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症の患者受入れに関わらず、受診控え等により経営が悪化している医療機関に対し、必要に応じて安定的な経営を確保するための支援を国が直接行うこと。

また、福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充や受入患者数に応じた医療機関等に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう継続的に対処すること。

- (3) 空床確保に対する国の支援制度では、専用病床を病棟単位で確保するなど一定の要件を満たす医療機関を「重点医療機関」とし、補助単価について、段階的に引上げがなされた一方で、それ以外の「一般医療機関」は、補助単価が低く抑えられているが、単価に格差をつけることは経営上の問題に直結し、ひいては病床確保に支障を来すことに

なりかねないことから、必要な予算の確保と実態を踏まえた支援制度の拡充を行うこと。

- (4) コロナ病床、宿泊療養施設、後方支援病床といった医療提供体制の確保に対し、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による十分な財政支援を行うこと。特に、後方支援病床の確実な確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うとともに、同一医療機関内での転床時も診療報酬かさ上げ措置の対象とすること。
- (5) 公立病院に対する一般会計からの支援である繰出金について、国が定める基準に基づく繰出金は地方交付税措置の対象となるが、単なる赤字に基づく基準外の繰出金は財源措置されない。感染患者の受入は公立病院が中心となっているが、感染の長期化に伴う一般患者の受診控えに伴う経営の悪化は、感染症対策にも影響を与えるものである。こうした状況を踏まえ、公立病院への一般会計からの繰出金については、新しい基準の創設や現在の基準の緩和により、地方交付税措置の拡充を図ること。
- (6) 令和2年度において医療機関、介護・障害福祉サービス施設、事業所に勤務する職員を対象に慰労金が支給されたところであるが、子どもとの直接的な接触を避けられない職場で自身の感染リスクを抱えながら、社会機能を維持するために働いていただいている保育士、放課後児童支援員等の児童福祉施設等の職員に慰労金の支給を行うこと。
- (7) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、介護保険の居宅サービス事業所や障害福祉サービス事業所、認可外保育施設において、サービスの利用控え等により、厳しい経営状況におかれていることを踏まえ、地域における福祉サービスの提供体制を維持するため、安定的な経営を確保するためのさらなる支援を行うこと。

また、介護サービス事業所等が必要なサービス等を継続して提供するための感染防止対策等、介護報酬の対象とならないかかり増し経費に対する支援について、感染者・濃厚接触者が発生していない事業所等も対象とすること。

加えて、社会福祉施設等での感染防止対策をさらに徹底するため、感染症対策に必要な備品購入費についても支援対象とするとともに、感染が発生した際の防護具等の支援に対して財政支援を行うこと。

- (8) 国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報提供を行うこと。
- (9) 新型コロナウイルスを完全に制圧するためには、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬や感染の有無を把握するための検査試薬及び検査キットの存在は不可欠である。そのため、国民の安全安心につながるよう安全保障の観点から、国が先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬等の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。

また、国が策定した「医薬品産業ビジョン2021」で、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスが感染拡大する中、医療関係物資が不足したことを踏まえ、医療物資や機器の国産化、輸出産業化を推進するため、医薬品のみならず、医療機器、医療物資の研究開発や製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。

- (10) 季節性インフルエンザと同時流行する局面に備えて、次年度以降の分も含め、インフルエンザワクチンの十分な供給量の確保及び供給時期の早期化を行うこと。
- (11) 積極的疫学調査や入院勧告など、重要な機能を担う保健所職員が多忙な状況が依然として続いていることから、保健所として組織的に新

型コロナウイルス感染症対応に当たるためにも、特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続といった、事務量が多いものについては、保健所の業務のひっ迫状況等に応じて延期や実施方法の見直しを行うなど、事務負担の軽減を図るための措置を講じること。

- (12) 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するようさらなる支援を行うこと。
- (13) 都道府県が設置する入院待機施設について、宿泊療養施設として位置づけた場合は全額国庫負担となるが、臨時医療施設として位置づけた場合は、運営に必要な経費は、診療報酬で対応する仕組みとなっており補助対象とならず、診療報酬相当額である4分の1は地方負担となる。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象経費を拡充する等により、国が全額財政措置を行うこと。
- (14) ウィズコロナに対応するため、オンライン・電話診療の一層の普及に向け、適切な診療報酬体系に見直すとともに、新型コロナウイルス感染症の治療費等の公費負担について、治療費等が十分下がるまでの間は、感染症法上の類型にとらわれずに必要な医療が提供できる体制を維持すること。
- (15) 第8次医療計画（2024年度～2029年度）に「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加されることを踏まえ、都道府県において今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制が構築できるよう、新興感染症等の感染拡大時に機動的に対応することができる病棟の新設等の施設・設備整備に対する補助制度を創設すること。

4 ワクチン接種の円滑な実施

- (1) ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」

との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めるとともに、円滑に接種事務が進められるよう、地方自治体への支援体制や事業スキームを構築し、接種の実施や接種開始時期及びその対象者、前回接種からの接種間隔等をあらかじめ明示すること。

併せて、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性や副反応について、小児（5～11歳）への接種を含め、また、追加接種については、交差接種の有効性や安全性も含め、具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うほか、副反応情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくること。

- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じること。
- (3) 4回目接種の対象者は、「60歳以上の者、18歳以上で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者」とされているが、新型コロナウイルス感染症対策には、医療体制の維持・確保とクラスターの発生の抑止が不可欠であることから、医療従事者や高齢者施設等の従事者を接種対象に加えること。
- (4) 長期的な副反応が疑われる症状を含む副反応等の安全性に関する情報についても、諸外国の先行事例の具体的データや分析も踏まえた上で、国の責任において、国民に対して分かりやすく、積極的な周知を行い、十分な理解が得られるよう努めること。

また、自治体レベルではワクチン接種後の遷延する症状を訴える方からの専門的な相談対応が難しい状況を踏まえ、国として「専門相談

窓口」を開設するとともに、遷延する症状に関する対応ガイドラインを作成し、自治体や医療機関へ共有すること。

さらに、国の予防接種健康被害救済の制度については、審査の迅速化に努めること。

5 水際対策の拡充

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、経済社会活動との両立に向けた人的交流の拡大を見据え、地方の空港、港湾における水際対策を確実に実施するための検疫及び検査体制を拡充すること。

また、様々な変異株の出現に対応できるよう、変異株PCR検査やゲノム解析等で迅速に検出可能な体制を整え、変異株のサーベイランスを強力に進めること。

- (2) 新たに入国する外国人に対して、入国時に多言語かつ分かりやすい表現で、日本滞在中の感染防止対策徹底の啓発を強化すること。
- (3) 成田、羽田、関西、中部等の空港を対象に体制確保が進められている、国際的な人の往来に係る入国時の検査について、航空会社から運航の要望があるその他の空港についても、必要となる検査体制を拡充すること。
その際には、中国（香港及びマカオを含む）、韓国及び台湾からの旅客便を、航空会社から運航の要望があるその他の空港に到着できるようにすること。

6 避難所における感染症対策への支援

- (1) 避難所における感染症のまん延を防止し、また、避難の必要な住民が躊躇し、逃げ遅れることのないよう、避難所での感染を予防するための物資・資機材の整備に対する財政支援など、避難所を運営する市町村への十分な支援措置を講ずること。
- (2) 感染者急増期に、多数の自宅療養者が一斉に避難を要する大規模災害

が発生する場合に備え、自宅療養者の避難対策や個人情報の取扱いに係る法令上の考え方を示すこと。

7 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰、それに伴う電力料金の高騰、更には極端な円安等により、幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、幅広く手厚い大胆な経済対策や事業者支援、為替の安定化対策を図ること。特に、大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うこと。

また、国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に応じるよう要請を行っているが、引き続きアフターコロナを見据えた事業者の資金繰り支援を万全とするよう政策の実行を図ること。

さらに、事業者において雇用の維持の見通しを立てることができるよう、新型コロナウイルス感染症の収束までの間、雇用調整助成金については、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域以外も含め、全国において業種や業況等に関わらず公平な特例措置を行うこと。なお、今後、特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、地方の意見を十分聞いた上で行うこと。

また、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」については、さらなる延長などの必要な対策を講じた上で、制度の利用促進に向けた周知や事業主に対する制度への理解及び協力の働きかけを徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。加えて、不当な解雇・雇止め等を防止するため、労働関係法令の周知徹底を図

ること。

さらに、小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、保護者が安心して休暇を取得できるよう「小学校休業等対応助成金・支援金」についても、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡便化、給付の迅速化を図り、事業者に対し、小学校休業等対応助成金の活用を強力に働きかけるとともに、さらなる延長を検討すること。併せて、日額上限額については、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域とそれ以外の地域とで早急に同一にするとともに、特例措置と同額まで引き上げること。

- (2) 感染拡大に対応し緊急事態措置やまん延防止等重点措置等を実施する場合は、酒類・カラオケ設備の提供自粛の影響を受ける事業者への配慮を検討するとともに、申請要件緩和や規模に応じた給付上限拡充を実施した上で、引き続き、「一時支援金」や「月次支援金」、「事業復活支援金」等の給付を適時行うなど、広く地域経済への影響を緩和するために必要な支援を行うこと。

併せて、申請手続きについても、簡素化若しくは手続きが不慣れな事業者に対する専門家の支援等の制度の充実を図るなど、支援が必要な事業者に行き渡るよう措置を行うこと。

- (3) 新型コロナウイルス感染症による影響に加え、原油価格や物価高騰等の長期化の影響にも留意しながら、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の、経済社会の構造変化に対応した事業展開や設備等の導入など、事業継続に向けた支援措置を継続的かつ積極的に講じること。特に、中小企業事業再構築促進事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。

- (4) 農林水産物の消費低迷、外国人材の不足などの影響の長期化が懸念さ

れる中、需要喚起に向けた支援や労働力確保対策など、農林漁業者の経営継続のための取組を一層強化すること。

また、アフターコロナを見据え、担い手の育成・確保や生産体制の強化、多様な出荷形態への対応などの取組についても中長期的視点で支援を充実させること。

観光需要の激減や、飲食店の営業自粛など業務用米の需要低迷による民間在庫量の増加や米価の低迷が続く中、米農家は大変厳しい現状に直面していることから、引き続き、消費拡大策を重点的に支援するとともに、主食用米の価格安定に向け、積極的な米の需給改善策を講じること。

- (5) 鉄軌道、バス、タクシー、フェリー等の公共交通機関は、緊急事態宣言解除後も厳しい利用状況が続いていることに加え、原油価格の高騰など経営環境がさらに悪化する中で、国民生活の安定、地域の移動手段を確保する観点から事業を継続している。

また、社会経済活動の回復に向けては、三つの密を避け、人と人との距離を確保することが重要であるため、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等の整備についても促進していく必要がある。

「新しい生活様式」に対応しつつ、地域公共交通を維持するため、既存補助事業の弾力的な運用はもとより、国庫補助率の嵩上げや新たな経営支援策の実施など、強力な支援措置を講じること。

また、JRローカル線の安定的な維持・存続を図るため、路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした急進的な合理化をすることがないように、路線毎の構造的課題への対策を含め国として積極的に関与すること。

- (6) 自動車産業は、世界的な半導体不足を始めとした資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、大幅な減産が行われるなど、大変厳しい状況にあることから、サプライチェーンの維持・強化を図るための支

援措置を講じること。

- (7) 航空宇宙関連企業は新型コロナウイルス感染症による世界的な旅客機需要激減の影響により、いまだ厳しい経営環境に直面している。このため、設備維持に向けた支援や、防衛機・装備品等の早期調達、周辺機材・装置等の中小企業への直接発注等、事業継続に向けた支援を行うこと。また、影響の長期化を踏まえた雇用調整助成金の特例措置のさらなる延長、既存技術を活用した新分野展開支援等の充実や、需要回復後を見据えた支援策を講じること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている航空・空港関連企業の経営基盤強化に向けて、必要な支援を行うこと。
- (9) 感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくことが観光関連産業を支える視点からも非常に重要であることから、新型コロナ感染拡大時においてもワクチン接種歴や抗原検査キットなどの活用により社会経済活動が維持できる仕組みを構築すること。

なお、緩和により新型コロナに対する国民の楽観視を招くことの無いよう正確な情報発信を行うとともに、最悪の事態を想定し現状よりも強い措置がとれる法整備など適切な対策を講じること。

また、観光関連事業者は依然として厳しい状況にあることから、観光消費額や旅行者数等が新型コロナ感染拡大以前の水準に戻るまで、観光事業者の大きな負担となっている感染防止対策や施設維持等に対する十分な支援策を継続すること。

加えて、地域観光事業支援制度において、レベル3相当等の理由により事業を停止する際に、事業停止までの猶予期間中の旅行等についても補助対象とするほか、直接経費によりキャンセル料等の補填を行えるなど、都道府県の裁量で弾力的な運用が図れる制度とし、情報を早期に共有するとともに、国が実施するGo To トラベル事業の早期開始、及び開始までの間の実施について、切れ目なく十分な財源措置を

講じること。

また、感染拡大期において人流の移動を抑制する場合には、観光関連産業に甚大な影響が生じることから、宿泊施設をはじめ観光関連事業者に対して、引き続き十分な経営支援の財源措置等の方策を講じること。

加えて、感染拡大期においても観光関連事業者の将来需要の確保と事業継続を支援するため、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業を速やかに創設すること。

なお、制度変更などの際は、関係者が十分な準備を整えられるよう事前に周知を図るとともに事務の簡素化等に努めること。

- (10) Go To トラベル事業の一時停止等により、裾野の広い観光関連産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き感染状況等を踏まえながら機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要回復対策を行うこと。

また、雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。

- (11) 昨年3月末で計画期間が終了している「観光立国推進計画」の改定が、コロナ禍の影響を受けて先送りとなっていることから、早急にポストコロナを見据えた新たな観光再生ビジョンを策定すること。

長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性ある新たな旅行スタイルを推し進めるため、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得、働き方改革に向けて、企業への働きかけや国民への呼びかけ・周知に努めること。

また、コロナ禍で大きな影響を受けた学習旅行等については、例えば、SDGsの視点を取り入れた緑の学習旅行など、新たな団体旅行のスタイルを推進するとともに、受け入れ体制の整備について支援す

ること。

(12) 観光地域づくり法人(DMO)の形成・確立に当たり、継続的に専門人材を確保・育成するための財政支援制度を充実させるとともに、同法人が安定的に事業を行うための、また、地方自治体を含め地域の実情に応じた観光振興策を講じるための、交付金のような財政支援制度を創設すること。

(13) インバウンドの推進については、ワクチン接種の進展により、他国では観光目的の入国者に対する制限の緩和が加速していることから、我が国のインバウンド再開に向けた具体的なプロセスを早急に示すこと。加えて、インバウンドを再開する際には、国を挙げた強力な誘客キャンペーンを実施すること。

また、入国時の水際対策の徹底に加え、新型コロナウイルスに罹患した場合や罹患が疑われる事態における対応の万全な体制を構築するとともに、国において、国民や観光関連事業者に対し、インバウンドに関する安全対策等について十分な周知をおこない、観光地が安心してインバウンド客を受け入れることができるよう取り組むこと。

(14) Go Toイート事業について、都道府県によっては、度重なる感染拡大による食事券の販売停止や利用自粛の呼びかけなどを実施したことにより、食事券を購入できなかった方や、買い控えがあったと考えられることから、現行のGo Toイート事業終了後においても、飲食業の需要喚起と食材を提供する農林漁業者等への支援を継続するため、引き続き同様の経済対策を実施すること。

(15) 新型コロナウイルスの感染拡大や災害発生など非常時における事業継続性の確保を図るため、テレワークや時差出勤、さらにはワーケーションなどの柔軟な働き方の取組に対する支援の一層の充実を図ること。

また、コワーキングスペース、サテライト・オフィス、宿泊施設及

び観光施設などでのテレワークやワーケーション受入環境整備に対する補助金や税制優遇などの財政支援を拡充すること。

- (16) 全国の有効求人倍率は回復傾向にあるものの依然として低水準であるため、地域の雇用状況や若年者、女性、障害者、定住外国人などそれぞれの状況・特性に応じた実効性のある雇用対策を講じること。

さらに、業種間での労働移動の促進策として講じられている「産業雇用安定助成金」について、活用促進に向けた制度の周知を徹底するとともに、申請書類に関する相談はもとより、在籍出向の導入・普及に向けた労務相談等にも対応できるサポート体制を整備すること。

また、「ものづくり」分野を支える人材の確保・育成を一層進めるため、技能向上対策費補助金に係る若者の技能検定受検料減免措置を継続するとともに、令和4年度技能向上対策費補助金について、算定基準に従い技能検定試験の円滑かつ確実な実施に必要な補助金を全額交付すること。

- (17) あらゆる産業において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力の強化に加え、労働力不足の解消や、地域活力の維持・向上を図るため、情報発信や人的・財政的支援、人材育成等、必要な措置を講じること。

8 教育現場への対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国一斉の臨時休校を契機に、全国で実施されたオンライン教育の成果と課題について検証を行うこと。
- (2) 児童生徒間の十分な距離を確保し、必要な教育活動を継続して、子どもたちの学びを保障するため、中学校についても、義務標準法の改正により少人数学級を早期に拡充すること。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を図ること。

加えて、小中学校における感染予防をさらに徹底するため、手すり・ドアなどの消毒や健康観察、教材準備の補助等を行う教員業務支援員等の配置や、感染症対策に必要な備品購入費や消耗品費などについて継続して財政支援を行うこと。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の発生等に起因して対応の必要が生じた子どもの心のケアや家庭環境の支援のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。
- (4) 学習の遅れを取り戻すためには、家庭学習への支援がより重要となり、また、再度の感染拡大による今後の臨時休業時の備えをしておく必要があることから、情報機器等のハード整備に加え、オンライン学習支援サービスなどのソフト導入・保守費用及びインターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。
- (5) 安全・安心な学校給食の安定的な供給を図るため、新型コロナウイルス感染症などの影響により、学校給食関連事業者の損失等が発生した場合、必要な支援を行うこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、家計が急変した世帯の学生やアルバイト収入が減少した学生の学ぶ機会を確保するため、授業料や生活費等の負担軽減を図る制度を継続するほか、感染状況に応じた学生支援策の充実を図ること。
- (7) 高等教育機関が、感染防止対策を徹底するとともに、メンタルケアなど学生への支援を十分に実施できるよう、引き続き必要な予算の確保を図ること。

9 人権を守るための対策の徹底

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらにはワクチン未接種者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、誹謗中傷、感染者など個人の特定等により人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNSを活用した人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

10 地方財政への十分な支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関等が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、必要な経費全額を負担すること。また、地方交付税を含め必要な資金を早期に交付し、地方自治体における資金繰りへの対策を講ずるなど、機動的な財政出動を行うこと。
- (2) 感染拡大による時短要請の長期化により、協力金にかかる地方負担が多額となっているが、協力要請推進枠が措置されない地方負担分の2割についても国が全額負担するなど、協力金の財源を確実に措置すること。また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたところであるが、今後も必要に応じて予備費や補正予算により増額すること。
- (3) 年度末や年度をまたがる事業の財源として活用できるよう、基金への積立要件の弾力化や期間延長、繰越に係る柔軟な対応や手続きの簡素化、実施計画の変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすること。

特に、事業への資金繰り支援に係る信用保証協会の代位弁済に対する都道府県負担など、債務負担行為に基づき後年度に生じる財政負担に備えるため、こうした経費を対象とする基金積立要件の弾力化や、現在、令和5年度末（利子補給は令和8年度末）までとされている基金取崩し期間の延長、手続きの簡素化などを図ること。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、使途拡充や対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。

- (4) 今後の感染拡大や収束の状況を踏まえ、感染拡大に伴い必要となる新たな対策や、収束後の地域経済活動の回復に向けた大規模な経済対策など、改めて必要な財政措置を講ずること。
- (5) 収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

11 地方自治体の事務執行等への配慮

地方自治体が新型コロナウイルス感染症対策に注力できるよう、当面、国においては、各種照会や調査等、急を要しない事務を地方自治体に要請しないよう配慮するとともに、法令に基づく計画の策定や中間見直し、評価・実績報告等についても可能なものは、休止又は延期するなどの措置を講ずること。

12 感染症対策のBCP（事業継続計画）の策定支援

企業等において、感染症を想定したBCPの策定・改善が図られるよう支援を継続すること。

13 各種支援制度に係る特例措置等の恒久化

新型コロナウイルス感染症対策として講じた各種支援制度に係る特例措置等について、今後、同様の事案が生じた際に即座に発動できるよう、制度の見直しを行うこと。

14 防疫体制の整備等

- (1) 「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費については、必ずしも十分な資金が投入されているとは言えないことから、国民の生命・健康を守るため、防疫に対し、十分な財政措置を講じること。
- (2) 感染拡大の前段階での迅速な対応を可能とするため、感染症対策に関する専門知識を持つ職員を増強し、国内外の感染症の発生動向を常時監視するとともに、リスクを評価すること。

加えて、都道府県の感染症対策を総合的に担う感染症専門施設の設置に向けて、全国的な制度の創設を図ること。

- (3) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要がある、また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

15 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

新型コロナウイルス感染症により、我が国における大きな課題として、東京一極集中のリスクが改めて国民に認識されたところであり、ポスト東京時代を拓くべく、5Gをはじめとする情報通信基盤の整備を進めた上で、ワーケーション等の新しい働き方の促進を含めた自然と共生する新たなライフスタイルの構築への誘導や首都機能の移転を念頭に置いた中央省庁、企業、大学等の研究機関の地方分散、地方創生の推進にもつなげる国土強靱化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。